

北尾共同墓地規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北尾共同墓地（以下「墓地」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 墓地を次のとおり設置する。

(1) 名称 北尾共同墓地

(2) 位置 大府市北崎町北屋敷 157 番、小山 389 番

(墓所の区画)

第3条 墓地の区画は、1メートル四方をもって一区画とする。

(使用者の資格)

第4条 墓地を使用することができる者（以下「使用者」という。）は、北尾自治会区域内に6か月以上住所を有する永住予定者とする。

(永代使用料)

第5条 墓地の使用は、使用許可申請書（様式1）に添えて永代使用料を納めなければならない。

2 永代使用料の額は、別に定める。

(永代使用料還付)

第6条 既納の永代使用料は、還付しない。

(管理費)

第7条 墓地の管理費として使用者から別に定める額を徴収する。

(使用権の承継及び消滅)

第8条 使用権を継承しようとするとき祭祀を主宰する者は、墓所承継許可申請書（様式2）を自治会長に提出しなければならない。

2 他人に転貸し、または譲渡する目的をもって許可を得たと認められるときには、使用権が消滅する。

3 管理費を5年間連続して未納のときには、使用権が消滅する。

(住所の変更)

第9条 使用者が住所を変えたときには、すみやかに自治会長に使用者住所変更届（様式3）を提出しなければならない。

(墓地内工事)

第10条 墓地の使用者が、墓碑や形象類を新設または改修しようとするときには、工事着手届（様式4）に、図面を添えて自治会長に提出しなければならない。

2 使用者が前項に定める工事をしようとするときには、次の各号を守らなければならない。

(1) 境界ブロックは、取り外したり移動してはならない。

(2) 墓碑や形象類の高さは、ブロックの面から1.8メートルを超えてはならない。

(3) 墓碑や形象類は、隣地境界から5センチメートル以上後退して設置しなければならない。

3 使用者は、第1項の規定による工事が完了したとき、工事完了届（様式5）を自治会長に提出し検査を受けなければならない。

(墓所の返還及び復旧費用)

第11条 使用者は、墓所が不要になったとき自治会長に墓所返還届（様式6）を提出し、現状に復旧し返還しなければならない。

2 使用者が現状に復旧しないときには、自治会でこれを執行しその費用を使用者から徴収する。

(使用者の義務)

第12条 使用者は、常に墓地を清潔にし墳墓の尊厳維持に努めなければならない。

(災害による責任)

第13条 自治会長は、墓碑や形象類が災害その他不慮の事故により破損し使用者に損害が生じた場合、その責任を負わないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成8年5月18日から施行する。
- 2 既存の墓碑等については、現状のままとする。

附 則

この規程は、平成9年4月27日から施行する。